

平成 29 年度 秋田公立美術大学
短期留学等助成金 第一回募集要項

国際交流センター長
平成 29 年 5 月 1 日

本募集要項は、「秋田公立美術大学留学等助成金支給要領」（平成 28 年 2 月 18 日理事長決裁）第 1 条の規定により、本学学生の留学等に必要な費用の一部を助成するため、必要な事項を定める。

1 助成対象とする留学等

学生が、海外の大学および研究機関等において行う短期の留学、アートプロジェクト参加、ボランティア参加等（以下「留学等」という。）のうち、次に掲げるものを助成対象とする。 ※短期の留学等の期間は、概ね 3 か月以内とする。

- (1) 本学と協定を締結した海外の大学等（以下「協定大学等」という。）において行う当該協定に基づく留学等
- (2) 協定大学等以外の海外の大学等において行う次に掲げるもの。
 - ア 協定大学等以外の大学等への留学等
 - イ 語学研修等を目的とした留学 ※行程に文化的体験等を含むこと
 - ウ アートプロジェクト、ワークショップ、アーティスト・イン・レジデンス、シンポジウムへの参加
 - エ ボランティア、インターンシップへの参加
 - オ その他学長が認める国際交流

2 助成対象者

留学等を希望する学生で、留学願を学長に提出し審査の結果、留学等の許可を受けた者

3 助成対象経費

助成対象とする経費の項目は旅費とし、その内訳は留学等の場所までの往復に要する交通費および宿泊費とする。

4 助成件数

若干数（年間予算のうち、国際交流センターにおいて調整する）

5 助成金の額

助成金の額は、当該助成対象経費の 3 割の額（千円未満の端数切り捨て）とする。ただし、10 万円を上限とし、予算の範囲内で決定する。

6 募集期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）～ 6 月 2 日（金）17：00

7 選考方法

申請のあった者の留学等の内容について、国際交流センターの議（審査・選考）を経て学長が決定する。

8 提出書類

提出書類	添付書類
留学願（様式第 1 号）	(1) 留学等計画書（様式第 2 号） (2) 留学等の内容に関するパンフレット等の資料（写し可） ※留学等を行う機関が決定している場合は、受入許可書等の資料 (3) パスポートの写し（旅券番号，発行日，有効期限記載ページ） (4) 行程表の写し
秋田公立美術大学留学等助成金支給申請書 （様式第 1 号）	(1) 収支予算書（様式第 2 号） (2) 収支予算書に係る見積書又は請求書の写し (3) 留学等許可通知書の写し (4) その他

9 提出先

国際交流センター事務局（企画課内）

10 選考決定

6 月中旬を予定。助成金の支給を認めたときは、留学等助成金支給決定通知書を、また不支給を決定したときは、留学等助成金不支給決定通知書により通知する。

11 その他

- (1) 募集は原則として、年 2 回行う（5～6 月、9～10 月※予定）。
- (2) 渡航期間中の授業については、公欠扱いにはならない。なお、申請に当たっては必ず、所属する専攻の教員や、履修科目担当教員の許可を得ること。
- (3) 助成決定者は留学等が完了したときは、留学等助成金実績報告書に必要書類を添付し提出すること。

※助成金交付後、学内報告会における留学等の成果、実績の発表を行う。

- (4) 問い合わせ：秋田公立美術大学国際交流センター事務局（企画課内）

秋田市新屋大川町 12-3

電話 018-888-8478

担当 石井